



THE TOKUYAMA EAST ROTARY CLUB WEEKLY

6月臨時号

ロータリアンの行動規範

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
3. 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
5. ロータリーの会合、行事、および活動においてハラスメントのない環境を維持することを支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントを報告した人への報復が起こらないよう確認する。

7月例会予告 7月 1日(水) 12:30～ 会場 国民宿舎 大城
2019-20年度最終例会 「今年度を振り返って」
風井啓二会長、川元 正幹事

会長の時間

幹事報告

1. 当クラブ例会変更

☆休会

- とき：6月 3日(水) 取消 (休会(定款第7条第1節d3適用))
 とき：6月10日(水) 〃
 とき：6月17日(水) 〃
 とき：6月24日(水) 〃

2. 他クラブ例会変更

☆徳山ロータリークラブ

とき：6月25日(木) 夜間例会

☆周南西ロータリークラブ

とき：6月23日(火) 26日(金)へ振替 夜間例会

とき：6月30日(火) 休会 (定款第7条第1節適用)

☆光ロータリークラブ

とき：6月 1日(月) 取消 (休会(定款第7条第1節d3適用))

とき：6月 8日(月) 〃

☆徳山セントラルロータリークラブ

とき：6月 1日(月) 取消 (休会(定款第7条第1節d3適用))

とき：6月 8日(月) 〃

とき：6月22日(月) 年度末反省例会

とき：6月29日(月) 休会 (定款第7条第1節適用)

3. 受領物

- ・ 日本事務局より例会の開催と出席について
- ・ 2710地区より

① ガバナー月信 5月、6月、7月(最終号)の3号はPDFにて配信

- ② 第 44 回インターアクト地区大会中止
- ③ 2020-21 年度「地区大会」開催日変更のお知らせ
 - 日時：2021 年 5 月 15 日(土)会長幹事会、RI 会長代理を囲んでの晩餐会
 - 場所：防府グランドホテル(予定)
 - 日時：2021 年 5 月 16 日(日) 本会議・懇親会
 - 場所：【本会議】防府市公会堂(予定)
 - 【懇親会】キリンレモンスタジアムソルトアリーナ(予定)
- ④ コロナウィルス特別支援
 - 地区より一人当たり 5,000 円の特別支援
 - 国民宿舎大城は下松市の要請により 6 月 30 日(火)まで休館

4. 臨時理事会報告

5. お知らせ

- ◆ 7 月から 10 月末の例会はクールビズによりネクタイフリーといたします。

日本事務局より「例会の開催と出席について」

今年度および次年度以降のご予定を立てられるにあたり、標記に関するご質問をクラブから戴いております。下記ご案内とさせていただきます。

例会(Meeting)の開催方法

全てのクラブは、例会時間、スピーカー(卓話者、発表者)、開催方法(対面、オンライン、またはその両方)等を含め、どのように例会を行うかをクラブご自身でお決めいただけます。

是非、[ラーニングセンターの学習トピック](#)にアクセスしたり、地区や他クラブとアイデア交換を行うなどして、世界、地域社会、そしてロータリアンの皆様に何が出来るかのご参考として頂ければ幸いです。

ロータリーボイスの『[新型コロナウイルス流行の中でロータリーに参加しつづける方法](#)』の記事や、My ROTARY の[オンラインのクラブ例会](#)ページの情報もご参考いただけるかと存じます。

例会(Meeting)の取消

標準ロータリークラブ定款第7条にあるように『全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合』で、どうしてもオンラインでミーティングを行えない、またはミーティング開催が適切でない判断される場合、予定していた例会を取消することを検討して頂くことも可能です。

基本的には週1回、クラブ細則に明記した場合でも月に2回以上の例会開催を原則として計画して頂いているかと存じますが、その時の地元の政府等による要請や勧告、状況などを鑑み、適宜ご検討ください。

尚、『全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合』等、列挙された事由を適用される場合、『1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない』の制限は適用されません。

会員個人への『免除』

会員個人の例会の出席については、従来からクラブが決定できることとして、標準ロータリークラブ定款第10条第5節の『出席規定の免除』という規定がございます。

クラブ理事会が、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認することで、会員個人の出席規定を免除できるものです。

更に、[RI理事会](#)では、『ロータリーのプログラム、会合、行事の全参加者の健康と安全が何よりも重要である』の一般原則のもと様々な決定をされました。

会費の免除についてお尋ねされることもございますが、こちらは各クラブのロータリークラブ細則に明記されているかと存じます。

クラブ細則の改正手続きに則り、クラブ内でお決めいただけますようお願いいたします。

但し、ロータリーに正会員として届け続けられている限り、人頭分担金等のご請求は発生しますのでご注意ください。

『休会』等の規定はございません。

通常の例会や活動が行えないことは、皆様にとっても大変厳しく、悔しいことであると理解しております。しかしながら、マーク・ダニエル・マローニーRI会長とホルガー・クナークRI会長エレクトも呼びかけられています。このような状況であるからこそ、世界の為、地域社会の為、そして皆様方ご自身の為に、繋がりを守る方法が見つかることを、心より願っております。